

(案)

公文委第 号
令和3年3月 日

(実施機関の長) 殿
※9 実施機関あて

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子

保存期間を1年未満と設定した公文書について（意見）

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で意見聴取のありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

適当と認めます。

なお、保存期間を1年未満と設定する場合は、〇〇文書管理規程第〇条第〇項の規定を厳格に適用願います。